

平成29年9月29日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(9)記載の原処分を取り消し、後記第2の2(8)記載の本件納付遅延について正当な理由があるものと認める旨の裁決を求めるということである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、健康保険の被保険者の資格を喪失後、全国健康保険協会(以下「本件協会」という。)に対し、健康保険法(以下「健保法」という。)第3条第4項に規定する任意継続被保険者(以下、単に「任意継続被保険者」という。)としての資格(以下「任意継続資格」という。)の取得に係る申出をし、後記2(8)記載の本件納付遅延について、後記2(8)記載の申出書Bによる申出をしたところ、本件協会が、本件納付遅延について正当な理由があるものと認められないとして、後記2(8)記載の本件申出を承認しない旨の処分(以下「原処分」という。)をしたことから、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録及び本件手続の全趣旨によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日付けで健康保険の被保険者の資格を喪失し、引き続き同日から任意継続資格を取得するため、同年〇月〇日(受付)、本件協会に対し、健保法第3条第4項及び第37条第1項の規定に基づき任

意継続資格の取得に係る申出をした。

(2) 本件協会は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、任意継続被保険者資格取得受理通知書(以下「通知書A」という。)を送付し、任意継続資格の取得に係る申出を受理した旨を通知するとともに、いずれも納付期日を同月〇日とする、同年〇月分及び〇月分に係る健康保険任意継続被保険者保険料納付書(払込取扱票)(以下「納付書」という。)2通(以下、併せて「納付書A」という。)を送付した。なお、通知書Aには、「保険料納付書が複数枚同封されている場合は、すべての保険料納付書を利用し、納付期限までにお支払ください。」との注意書きが付けられている。

(3) 請求人が納付書Aに係る保険料をいずれも納付期日までに納付しなかったことから、本件協会が、請求人に対し、正当な理由なく納付期日までに納付書Aに係る保険料を納付しないと任意継続資格が遡及して取消しになる旨通知したところ、請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、本件協会に対し、納付書Aに係る保険料の納付遅延(以下「初回納付遅延」という。)について、健康保険任意継続被保険者保険料納付遅延理由申出書(以下「申出書A」という。)を提出した。なお、申出書Aには遅延理由として「お世話になります。勤務形態が変わり〇月の収入がなく、また子供の大学入学に伴い多額の出費でしたので納付期限までに納付することができませんでした。」と記載されている。

(4) 本件協会は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「さきに提出のありました健康保険任意継続保険料遅延申出について、健康保険法第37条第2項ただし書き、または第38条第3号の正当な理由であると認められましたのでお知らせいたします。つきましては、健康保険任意継続保険料を下記納付期限までに納付ください。」と

して、請求人に係る任意継続資格の取得を承認する旨の処分（以下「先行処分」という。）をした。なお、先行処分に係る請求人に対する通知書面（以下「通知書B」という。）には、遅延承認納付目的年月「平成〇年〇月」、納付期限「平成〇年〇月〇日」と記載され、本件協会は、同年〇月〇日付けで、請求人に対し、いずれも納付期日を同年〇月〇日とする、同年〇月分、〇月分及び〇月分に係る納付書3通（以下、併せて「納付書B」という。）を送付した。

- (5) 本件協会は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、納付期日を同年〇月〇日とする、同月分に係る納付書（以下「納付書C」という。）を送付した。
- (6) 請求人は、納付書Bに係る保険料をいずれも納付期日までに納付しないまま、平成〇年〇月〇日付けで、納付書Cを使用して納付書Cに係る保険料を納付した。
- (7) 本件協会は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「初めて納付すべき保険料が指定された納付期日までに納付されなかったため。（健康保険法第37条第2項）」という理由で、任意継続資格を取り消す旨の処分をした。
- (8) 請求人は、平成〇年〇月〇日（受付）、本件協会に対し、納付書Bに係る保険料の納付遅延（以下「本件納付遅延」という。）について、健康保険任意継続被保険者保険料納付遅延理由申出書（以下「申出書B」といい、申出書Bによる申出を「本件申出」という。）を提出した。なお、申出書Bには遅延理由として「このたびご指摘（注：「指適」は誤記と認める。）いただきました保険料初回分（〇月分）の遅延につきましてその理由と経緯は次のとおりです。〇月〇日に〇月分納付期限延期を電話でお願いし納付期限が〇月となる。〇月〇日に「納付遅延理由書」を提出し、その時「勤務形態が

変わり〇月の収入が無く、また子供の大学進学に伴う多額の出費により期限まで納付できないため」という理由を記述した。〇月〇日に〇月分を納入するため最新（作成月日平成〇年〇月〇日）の「納付書払込取扱票」を用いて保険料を支払ったが、その際当該「納付書払込取扱票」の納入目的年月が〇月分であることに気づかなかつたため、結果として3月分が遅延納付状態のままとなった。以上のように、最新の「納付書払込取扱票」が〇月分ではなく「納付期限が修正された〇月分」であると錯誤したため、今回の遅延が生じました。遅延している保険料を速やかに納入する用意がありますので〇月分、〇月分、〇月分の「納付書払込取扱票」の送付をお願いいたたく存じます。お手数をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。」と記載されている。

- (9) 本件協会は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「さきに、提出のありました健康保険任意継続被保険者保険料の納付遅延理由については、健康保険法第37条第1項、同条第2項、第38条第3号（注：「第3項」は誤記と認める。）の正当なる理由であると認められませんでしたので通知します。」として、本件納付遅延について正当な理由があるものと認められないとして、本件申出を承認しない旨の処分（原処分）をした。
- (10) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 健保法第37条第2項は、「第3条第4項の申出（注：任意継続被保険者の任意継続資格の取得に係る申出）をした者

が、初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかったときは、同項の規定にかかわらず、その者は、任意継続被保険者とならなかつたものとみなす。ただし、その納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めるときは、この限りでない。」と規定している。これを承けて、健康保険法施行規則第138条第3項は、健保法第37条第2項ただし書に該当する者は、「遅滞なく、保険料を遅延して納付する理由を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。」と規定している。そして、健保法第164条第1項は、任意継続被保険者に関する保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）はその月の10日までに、初めて納付すべき保険料は保険者が指定する日までに、それぞれ納付しなければならない旨を定めている。

- 2 本件の問題点は、上記規定に照らして、本件納付遅延について、正当な理由があるものと認められないかどうかということである。

第2 当審査会の判断

本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 健保法の規定する適用事業所における使用関係が消滅している任意継続被保険者の任意継続資格の存続は、専ら保険料納付の有無にかかっており、任意継続被保険者としては、保険料の納付については特に注意を払うことが求められているものというべきであり、健保法第37条第2項において、初めて納付すべき保険料を納付期日までに納付しなかったときは、その納付の遅延について正当な理由があると認められる場合を除き、任意継続被保険者とならなかつたものとみなすと定められているのも、この趣旨によるものと解される。そして、この正当な理由とは、天変地異による交通・通信の途絶のような特異な事態のみを意味するものではなく、上記のような任意継続被保険者の立場に照らしてみても、なお、社会通念上、その保険料の納付遅

延が宥恕されるべきものと判断されるような事由をも含むものと解するのが相当であるところ、任意継続被保険者に係る事務を行う本件協会は、「正当な理由があると保険者が認めるとき」として、天災地変、交通・通信関係のスト等により納付期日までに納付が困難な場合のほか、任意継続被保険者に保険料納付の意思があるのに、手続等について誤解していた場合（2回目以降は除く。）等については認める取扱いをしている。

- (2) 本件記録によると、初回納付遅延について先行処分が行われたのは、上記(1)に記載の本件協会の保険料の納付遅延の取扱いによるものと認められ、申出書Aに記載の遅延理由からも、請求人は保険料納付の意思を有していたものとうかがわれ、初回の納付遅延であることを勘案すれば、上記提示の任意継続被保険者の立場に照らしてみても、初回納付遅延について正当な理由があるものと認めるのは相当と認められる。そこで、本件納付遅延について正当な理由があるか否かを検討する。

上記第1の1に掲示のとおり、健保法第164条第1項は、任意継続被保険者に関する保険料の納付期日について、初めて納付すべき保険料は保険者が指定する日とし、初めて納付すべき保険料以外の保険料はその月の10日としているところ、保険者は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、通知書Bとともに納付書Bを送付し、同年〇月〇日までに同年〇月分、〇月分、〇月分の保険料を納付すべき旨を催告したのであるから、本件において、保険者が支払期日を指定した初めて納付すべき保険料は、同年〇月分、〇月分、〇月分であることが明らかである。したがって、請求人は、平成〇年〇月分から〇月分までの3か月分の保険料を、納付期日である同年〇月〇日までに支払わなければ、正当な理由がある

と認められる場合を除き、任意継続被保険者とならなかったものとみなされることとなる。

そして、請求人は、納付目的が平成〇年〇月分の納付書Cを「納付期限が修正された〇月分」に係る納付書であると錯誤して、納付書Cにより同年〇月〇日に保険料を支払ったために、本件納付遅延が生じた旨を主張するのであるが、上記説示のとおり、本件において、初めて納付すべき保険料は、同年〇月分から〇月分までの3か月分の保険料なのであるから、仮に納付書Cによる保険料の納付を同年3月分の保険料の納付と認めたとしても、同年〇月分及び〇月分の保険料は納付されていないし、本件納付遅延が請求人としては2回目の納付遅延であることからしても、上記説示の任意継続被保険者の立場に照らして考えるに、本件納付遅延について正当な理由があるものと認める余地はないというべきである。

- (3) 以上によれば、本件納付遅延について正当な理由があるとは認められないとして、本件申出を承認しないとした原処分は妥当であり、本件再審査請求は理由がないから、主文のとおり裁決する。